

NACCSにおける「包括評価申告」業務の新設及び AEO 事業者向けの簡素化について

令和7年7月

財務省・税関

●「包括評価申告」業務について

関税評価における包括申告とは、同一内容の輸入取引が継続して行われる場合に、輸入(納税)申告に先立って課税価格の計算方法を税関に申告するもので、包括評価申告書を提出することにより、個々の輸入申告における評価申告書の提出を省略できる制度です。

令和7年10月12日、NACCSに「包括評価申告」業務^{*1}が新設され、当該業務を利用した包括申告ができることとなり、これに伴い「汎用申請」業務を利用した包括申告については、令和8年4月1日に「包括評価申告」業務へ完全移行することとなります。^{*2}

また、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が、「包括評価申告」業務を利用して包括申告を行う場合の手続の簡素化を実施します。

※1 NACCS掲示板「第7次NACCS詳細仕様説明会資料」 (https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00161923/14_tsukan.pdf)

※2 特に、「汎用申請（HYS）」業務を利用して継続的に変更届を提出されている場合は、変更に係る手続きが従来に比べて簡素化される想定されることから、お早めに「包括評価申告（HOC）」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

●「包括評価申告」業務の利便性

- 「包括評価申告事項登録（HOA）」業務、「包括評価申告（HOC）」業務を行った情報は、「包括評価申告呼出し（HOB）」業務によりNACCS上で呼出することができますので、以後の新規申告や変更届の際に引用して申告等することができます。当該機能を利用することで、これまでのように、新規申告や変更届の都度、包括評価申告書を作成する必要がなくなります。
- 「包括評価申告（HOC）」業務を行った後、税関が審査終了するまでの間は、NACCS上で申告内容の訂正ができるようになります。
- 「包括評価申告（HOC）」業務で申告された内容については、税関が審査終了するとNACCSに即時反映されますので、輸入申告においてすぐに利用することができるようになります。
- 「包括評価申告（HOC）」業務で申告を行った情報は、「包括評価申告照会（IHO）」業務によりNACCS上で確認することができるようになります。（適用期間終了後7年間保存）
- 包括評価申告受理番号は、「包括評価申告事項登録（HOA）」を行った際にNACCSにより払い出されますので、「包括評価申告（HOC）」業務や、税関による審査終了を待つことなくその番号を把握することができるようになります。

6. 申告内容の事前確認を希望する方は、「汎用申請」業務や書面により包括申告を行う際に、場合によっては「添付ファイル登録（MSB）」業務や電子メールにより添付書類を税関へ送付し、税関での事前確認を受け、確認後改めて「汎用申請」業務や書面により申告する場合もありましたが、「包括評価申告（HOC）」業務で申告する場合は、税関での事前確認（添付書類の送付を含む）についても「包括評価申告（HOC）」業務で完結できるようになります。

●AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する手続の簡素化（関税法基本通達 7-10-2、7-13(2) ^{※3}）

包括申告において提出される課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類等の添付書類について、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が「包括評価申告」業務を利用して申告する場合で、適用期間中の包括申告の添付書類から、全ての添付書類の内容について変更がないときは、新規申告、変更届において価格表等添付書類の提出を省略（自主管理）することを可能とします。^{※4}

添付書類に変更があるか否かについては、AEO 事業者が確認の上、包括申告を行うことになります。添付書類に変更がないときであって、書類の添付を省略して新規申告や変更届を行う際、必ずしも税関に事前に相談する必要はありません。

なお、当該簡素化が適用できるのは、適用期間中の包括申告に係る添付書類の内容から変更がない場合であることから、従来の新規の包括申告と比較して、審査終了までに要する時間が短縮される場合があります。

※3 関税法基本通達 7-10-2、7-13(2) については税関 HP に掲載（<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s02-02.pdf>）。

※4 「[包括申告の添付書類に係る簡素化に関する質問及び回答](#)」については税関 HP に掲載。

※不明な点については、各税関の評価担当までお問合せください。